

**第39回（平成25年度）
一般財団法人大妻コタカ記念会学術研究補助対象者
募 集 要 項**

一般財団法人 大妻コタカ記念会

一般財団法人大妻コタカ記念会は、定款第4条第1項第1号に定める事業の一環として、若き研究者の学術研究活動に対し、その経費の一部を補助し、研究者育成に資することを目的として、平成25年度の学術研究補助対象者（以下「補助対象者」という。）を下記のとおり募集します。

1. 応募資格

昭和48年4月1日以降に生まれた者で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当する者

なお、この学術研究補助制度は、同一人につき3回を限度として利用することができる

- (1) 大妻コタカ記念会会員で、3年以上、研究機関に所属する者または教育機関に勤務する者
- (2) 学校法人大妻学院の設置する大学、短期大学部または中学校、高等学校に3年以上勤務する専任教員及び助手
- (3) 大妻学院の設置する大学院の博士後期課程に1年以上在学中の者

2. 学術研究補助の件数・金額

4件 1件につき20万円

3. 研究期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 申請手続

(1) 提出書類（所定様式）

- | | |
|-----------------|----|
| ① 申請書 | 1部 |
| ② 教育研究業績書 | 1部 |
| ③ 研究内容の概要 | 1部 |
| ④ 所属長の推薦書 | 1部 |

* 申請書等の様式は記念会ホームページ (<http://www.otsuma-kotaka.or.jp/>) からダウンロードしてください

(2) 提出方法

上記の各書類を書留で郵送または持参のうえ、大妻コタカ記念会事務室に提出

5. 受付期間

平成24年9月1日（土）～12月17日（月）（必着）

申請書類提出先：〒102-0075 東京都千代田区三番町1-4-11

一般財団法人 大妻コタカ記念会

6. 選考方法・選考結果の通知

- (1) 補助対象者の選考は、大妻コタカ記念会学術研究補助対象者選考委員会において提出書類の審査及び面接により行う。ただし、書類審査の結果により面接を行わないことがある。
- (2) 選考結果は、平成25年3月中旬までに本人及び本人の所属する研究機関または教育機関の所属長に通知する。

7. 補助対象者の義務

- (1) 補助対象者は、「研究内容の概要」に書かれている研究計画に従い研究を行わなければならない。
なお、研究計画は、やむを得ない理由による場合を除き、変更することはできない。

(2) 補助対象者は、以下の書類を補助事業年度の3月末までに提出しなければならない。

- ① 研究報告書 : A4サイズ横書き(1ページ40字 35行で設定)6枚以上
表紙に、年度・研究題目・氏名を明記し**製本**したもの 1部
- ② 研究報告書要旨 : A4サイズ横書き(1ページ40字 35行で設定)1枚
及び**電子媒体**に保存したそのデータ
なお、研究報告書要旨は「ふるさと」に掲載されます
- ③ 補助金の使途を明記した収支計算書(A4サイズ,領収書を添付したもの)

(3) 不正使用が発見された場合は、補助金の一部または全額を返金しなければならない。

(4) 補助対象者は原則として研究成果を紀要または学術誌に投稿するとともに、別刷り1部を記念会に提出するものとする。

8. 学術研究費使用費目について

使用費目は以下のとおりとなります。

費目	可・不可	備考
人件費	×	研究を実施する為に直接必要なアルバイト等の経費
諸謝金	○	25%を限度とする
旅費交通費	○	研究を実施する為に必要な出張旅費や交通費 ※本人が所属する学会や参加する為に係わる交通費の申請には、参加した学会のプログラムやパンフレット等の添付が必要
委託費	○	翻訳やデータの分析、試験、写真図下等の外部委託費
印刷製本費	○	資料等のコピー・印刷費、研究成果の製本代等
消耗什器備品費	○	研究に直接必要な機材や備品等の購入費(25%を限度とする) ※汎用性の高い機器類は不可(ハードディスクやソフト等)
什器備品費	×	パソコン、プリンター
通信運搬費	○	郵送代、宅急便代
消耗品費	○	研究を実施する為に必要な資材、部品、原材料等消耗品 (文房具は対象外)
図書資料費	○	研究を実施する為に必要な書籍、論文等 ※購入物の別途明細が必要
雑費	○	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

9. 募集に関する連絡先

〒102-0075 東京都千代田区三番町1-4-11

一般財団法人 大妻コタカ記念会

電話 : 03-3265-7030 E-mail : jim@otsuma-kotaka.or.jp